

令和4年度 当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源分）の用途について

平成26年4月1日に消費税が5%から8%に引上げに伴い、その引上げ分に係る地方消費税交付金は、用途を明確化し、社会保障施策に要する経費へ充てるものとされています。

令和4年度一般会計当初予算においては、地方消費税交付金（社会保障財源分）を次のとおり社会保障施策経費へ充当しています。

(単位：千円)

款 項	令和4年度 当初予算額	財 源 内 訳					一般財源のうち 社会保障施策に要 する経費
		特 定 財 源			一 般 財 源		
		国道支出金	地 方 債	そ の 他		うち地方消費税交 付金（社会保障財 源分）の充当額	
3. 民生費	749,473	305,946	156,600	10,497	416,030	40,067	87,514
1. 社会福祉費	557,854	198,109	139,600	9,627	350,118	8,441	55,888
2. 児童福祉費	191,610	107,837	17,000	870	65,903	31,626	31,626
その他	9				9	0	
4. 衛生費	846,355	18,604	108,900	13,193	689,873	0	0
1. 保健衛生費	624,357	18,604	6,000	1,876	597,877	0	
その他	221,998		102,900	11,317	91,996	0	
合計額	1,595,828	324,550	265,500	23,690	1,105,903	40,067	87,514